

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成17年6月17日

京都市長 栞 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社ナニワ商会

代表取締役 塩山 高之

大阪市中央区心斎橋筋1丁目4番29号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ナニワ商会京都店

京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町25番地の1

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった日

平成17年3月31日

3 届出年月日

平成17年4月1日

(産業観光局商工部商業振興課)